



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年9月25日金曜日 第2103号

### ◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県医師確保奨学基金条例施行規則の一部を改正する規則.....	818
<b>告 示</b>	
指定居宅サービス事業者の指定.....	819
指定居宅介護支援事業者の指定.....	819
指定介護予防サービス事業者の指定.....	820
指定居宅サービス事業の廃止.....	820
指定居宅介護支援事業の廃止.....	820
指定介護予防サービス事業の廃止.....	820
大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	821
大規模小売店舗を設置している者の変更の届出の概要等.....	821
基本測量の実施の通知.....	822
落札者等の告示.....	822

建設業者の許可の取消し.....	822
道路の区域変更(一般国道194号).....	822
道路の供用開始( " ).....	823
市営土地改良事業の施行の同意.....	823
道路の区域変更(県道大洲長浜線).....	823
道路の供用開始( " ).....	823
道路の供用開始(県道大洲野村線).....	823

### 公 告

行政情報処理用端末機等の借入れ.....	824
----------------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 規 則

### ○愛媛県規則第50号

愛媛県医師確保奨学基金条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年9月25日

愛媛県知事 加戸守行

#### 愛媛県医師確保奨学基金条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県医師確保奨学基金条例施行規則(平成18年愛媛県規則第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(奨学金の貸与者)</p> <p><b>第4条 省略</b></p> <p>2 条例第3条第2号の規則で定める者は、次に掲げる期間のうち連続する2年間、<u>3年間又は4年間</u>(大学卒業から医師の免許を取得するまでの期間を除く。)を通じて地域医療医師確保短期奨学金(以下「地域医療奨学金」という。)の貸与を受けようとする者とする。</p> <p>(1) 大学の医学を履修する課程における<u>第3年次</u>以上から当該大学を卒業するまでの正規の修業期間</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>(奨学金の貸与の期間及び方法)</p> <p><b>第6条</b> 奨学金を貸与する期間は、次の各号に掲げる奨学金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 地域医療奨学金 第9条第2項の規定により知事が奨学金の貸与の適否を決定した日の属する月(知事が特に必要と認める場合は、当該貸与を決定した日の属する年度の4月)から2年、<u>3年又は4年</u>を経過する月(後期臨床研修を受けない者で貸与の期間中に初期臨床研修を修了する日が到来する場合には当該初期臨床研修を修了する日の属する月、後期臨床研</p>	<p>(奨学金の貸与者)</p> <p><b>第4条 省略</b></p> <p>2 条例第3条第2号の規則で定める者は、次に掲げる期間のうち連続する2年間又は3年間(大学卒業から医師の免許を取得するまでの期間を除く。)を通じて地域医療医師確保短期奨学金(以下「地域医療奨学金」という。)の貸与を受けようとする者とする。</p> <p>(1) 大学の医学を履修する課程における<u>第5年次</u>以上から当該大学を卒業するまでの正規の修業期間</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>(奨学金の貸与の期間及び方法)</p> <p><b>第6条</b> 奨学金を貸与する期間は、次の各号に掲げる奨学金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 地域医療奨学金 第9条第2項の規定により知事が奨学金の貸与の適否を決定した日の属する月(知事が特に必要と認める場合は、当該貸与を決定した日の属する年度の4月)から2年又は3年(後期臨床研修を受けない者で貸与の期間中に初期臨床研修を修了する日が到来する場合には当該初期臨床研修を修了する日の属する月、後期臨床研</p>

修を受ける者で貸与の期間中に後期臨床研修を修了する日が到来する場合にあっては当該後期臨床研修を修了する日の属する月)まで

2 省略

(補則)

第20条 省略

様式第2号(第7条関係) 地域医療医師確保短期奨学金貸与申請書

省略	
貸与希望期間	2年・3年・4年
省略	

省略

修を受ける者で貸与の期間中に後期臨床研修を修了する日が到来する場合にあっては当該後期臨床研修を修了する日の属する月)まで

2 省略

(補則)

第19条 省略

様式第2号(第7条関係) 地域医療医師確保短期奨学金貸与申請書

省略	
貸与希望期間	2年・3年
省略	

省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1182号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成21年9月25日

愛媛県知事 加戸守行

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社在宅ケアセンターひなたぼっこ	訪問看護ステーションひなたぼっこ	愛媛県松山市南久米町600番地8	平成21年8月1日	訪問看護
有限会社グリーンメディカル	有限会社グリーンメディカル	愛媛県松山市小坂五丁目16番10号	平成21年8月1日	福祉用具貸与
株式会社愛あい	株式会社愛あい	愛媛県松山市松ノ木一丁目1番14号	平成21年8月1日	訪問介護
株式会社在宅ケアセンターひなたぼっこ	療養通所介護事業所ひなたぼっこ	愛媛県松山市南久米町600番地8	平成21年8月1日	通所介護
株式会社アリックス	アリックス指定訪問介護事業所	愛媛県宇和島市朝日町四丁目6番5号	平成21年8月1日	訪問介護
有限会社公文社	ヘルパーステーションまどか	愛媛県新居浜市中須賀町一丁目3番57号	平成21年8月1日	訪問介護
ベストケア株式会社	ケアフィットしまなみ	愛媛県今治市近見町一丁目3番4号	平成21年8月20日	通所介護

○愛媛県告示第1183号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成21年9月25日

愛媛県知事 加戸守行

指定居宅介護支援事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社ユーミーケア	ユーミーケア松山	愛媛県松山市湯渡町1-22コープしみづ202号	平成21年8月1日	居宅介護支援
株式会社愛あい	株式会社愛あい	愛媛県松山市松ノ木一丁目1番14号	平成21年8月1日	居宅介護支援
株式会社ユーミーケア	ユーミーケア南予	愛媛県八幡浜市大平1-782-20	平成21年8月1日	居宅介護支援

## ○愛媛県告示第1184号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成21年9月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社在宅ケアセンターひなたぼっこ	訪問看護ステーションひなたぼっこ	愛媛県松山市南久米町600番地8	平成21年8月1日	介護予防訪問看護
有限会社グリーンメディカル	有限会社グリーンメディカル	愛媛県松山市小坂五丁目16番10号	平成21年8月1日	介護予防福祉用具貸与
株式会社愛あい	株式会社愛あい	愛媛県松山市松ノ木一丁目1番14号	平成21年8月1日	介護予防訪問介護
株式会社アリックス	アリックス指定訪問介護事業所	愛媛県宇和島市朝日町四丁目6番5号	平成21年8月1日	介護予防訪問介護
有限会社公文社	ヘルパーステーションまどか	愛媛県新居浜市中須賀町一丁目3番57号	平成21年8月1日	介護予防訪問介護
ベストケア株式会社	ケアフィットしまなみ	愛媛県今治市近見町一丁目3番4号	平成21年8月20日	介護予防通所介護

## ○愛媛県告示第1185号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成21年9月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
有限会社ほほえみ	有限会社訪問介護サービスほほえみ	愛媛県新居浜市船木字上長野甲581-2	平成21年8月11日	訪問介護

## ○愛媛県告示第1186号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があった。

平成21年9月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定居宅介護支援事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
協同組合介護サービス	介護サービス松山	愛媛県松山市湯渡町1番22号コーボしみづ湯渡202号	平成21年7月31日	居宅介護支援
協同組合介護サービス	介護サービス八幡浜	愛媛県八幡浜市大平1-782-20	平成21年7月31日	居宅介護支援

## ○愛媛県告示第1187号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成21年9月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
有限会社ほほえみ	有限会社訪問介護サービスほほえみ	愛媛県新居浜市船木字上長野甲581-2	平成21年8月11日	介護予防訪問介護

○愛媛県告示第1188号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成21年 9月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日	届 出 日
ジョー・ブラ	松山市朝生田町五丁目1番25号	大規模小売店舗内において小売業を行う者	株式会社ママイほか15者	株式会社ママイほか13者	平成21年8月27日外	平成21年9月10日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1189号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第4項の規定により法第6条第2項の規定による届出とみなされる法附則第5条第1項の規定による変更に係る事項の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに宇和島市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成21年 9月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
エースワン宇和島店	宇和島市寄松字聖神甲206番地 外	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前9時30分	午前9時	平成21年10月10日	平成21年9月15日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	午後7時30分	午後10時		
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時から午後8時まで	午前8時30分から午後10時30分まで		
		荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時から午後7時30分まで	午前6時から午後10時まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに宇和島市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1190号

測量法（昭和24年法律第 188 号）第14条第 1 項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成21年 9月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 作業種類 基本測量（地理識別子整備業務）
- 2 作業期間 平成21年 9月28日から  
平成22年 3月26日まで
- 3 作業地域 松山市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、四国中央市

○愛媛県告示第1191号

次のとおり落札者を決定した。

平成21年 9月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入札 公 告 日
電子ジャカード機付レピア織機 1 式	愛媛県出納局会計課 愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2	平成21年 9月14日	株式会社大館機料店 愛媛県今治市馬越町一丁目 3 番14号	43,911,000円	一般競争入札	平成21年 7月24日

○愛媛県告示第1192号

建設業法（昭和24年法律第 100 号）第29条第 1 項第 4 号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成21年 9月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取消しの原因となった事実
( 般 ・ 特 - 19 )第1230号	平成19年 7月31日	( 株 )藤田組	藤田 育男	四国中央市新宮町新宮1055	平成21年 8月3日	さく井工事業	建設業の廃止 (一部)
( 般 - 19 )第4515号	平成19年 12月10日	( 株 )清管洗	石川 昭	四国中央市下柏町448	平成21年 8月13日	管工事業 水道施設工事業 消防施設工事業	建設業の廃止
( 特 - 19 )第259号	平成19年 12月26日	( 株 )菰田組	菰田 正康	四国中央市下柏町283 - 1	平成21年 8月18日	建築工事業 屋根工事業 鉄筋工事業 防水工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止 (一部)
( 般 - 18 )第16065号	平成19年 1月16日	友建築工房	越智 徹	今治市郷本町 3 - 3 - 6	平成21年 8月19日	建築工事業 大工工事業 屋根工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止
( 般 - 16 )第9510号	平成17年 3月16日	( 株 )ケイ・イー・シー	桧垣 栄次	今治市大西町九王甲1907 - 36	平成21年 8月21日	土木工事業 管工事業 鋼構造物工事業 機械器具設置工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 (一部)
( 般 - 20 )第16279号	平成20年 4月25日	( 同 )愛媛電気保安協会	小林 徹夫	今治市大西町九王甲272 - 1	平成21年 8月21日	電気工事業	建設業の廃止
( 特 - 18 )第2889号	平成18年 11月 2日	丹下建設工業 ( 株 )	丹下喜代範	西条市玉之江549 - 2	平成21年 8月27日	造園工事業	建設業の廃止 (一部)

○愛媛県告示第1193号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 9月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	194号	西条市荒川字下分 2号227番 1 から 同233番 1 まで	旧	メートル 21.0 ~ 65.0	キロメートル 0.075	
			新	22.5 ~ 232.5	0.075	

○愛媛県告示第1194号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年 9月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	194号	西条市荒川字下分2号227番1から 同233番1まで	平成21年 9月25日

○愛媛県告示第1195号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、宇和島市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土

地改良事業（かんがい排水）・岩渕地区）の施行に平成21年 9月15日同意した。

平成21年 9月25日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

○愛媛県告示第1196号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年 9月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	大洲長浜線	大洲市長浜町上老松甲705番1から 同町上老松甲721番1まで	旧	メートル 7.3～8.9	キロメートル 0.260	
			新	7.8～14.2	0.260	

○愛媛県告示第1197号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年 9月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大洲長浜線	大洲市長浜町上老松甲705番1から 同町上老松甲721番1まで	平成21年 9月25日

○愛媛県告示第1198号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年 9月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大洲野村線	大洲市森山字富谷甲1613番4から 同字甲1633番5まで	平成21年 9月25日
”	”	大洲市森山字富谷甲1633番5から 同市森山字鍋谷乙810番3まで 及 び 大洲市森山字富谷甲1634番4から 同市森山字鍋谷乙810番6まで	”

"	"	大洲市森山字鍋谷乙810番 3 から 同字乙811番 4 まで	"
"	"	大洲市森山字鍋谷乙811番 4 から 同字乙800番 1 まで 及 び 大洲市森山字鍋谷乙812番 2 から 同字乙802番 4 まで	"
"	"	大洲市森山字鍋谷乙800番 1 から 同字乙801番 2 まで	"
"	"	大洲市森山字鍋谷乙801番 2 から 同市森山字鷹立場乙803番 2 まで 及 び 大洲市森山字鍋谷乙801番 5 から 同市森山字鷹立場乙803番10まで	"

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成21年 9月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

- (1) 件名  
行政情報処理用端末機等の借入れ
- (2) 借入物品名及び数量  
行政情報処理用端末機等一式（ハードウェア一式、ソフトウェア一式、搬入、据付け、配線、調整等一式）
- (3) 借入物品の内容等  
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間  
平成22年 3月 1日から平成28年 2月29日まで
- (5) 借入場所  
愛媛県警察本部ほか（入札説明書及び仕様書による。）
- (6) 入札方法  
入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。  
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について、平成20・21・22年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県警察本部警務部会計課調度第一係

〒790 8573

愛媛県松山市南堀端町 2 番地 2

電話 (089) 934 0110

- (2) 入札書の受領期限  
平成21年11月 5日（木）午後 1時30分
- (3) 入札説明書の交付方法  
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所  
平成21年11月 5日（木）午後 1時30分  
愛媛県警察本部 第一会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 受領期限

平成21年 9月25日(金) 午前 9時から平成21年10月26日(月) 午後 5時15分まで。

- (4) 入札の無効  
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否  
要
- (6) 落札者の決定方法  
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他  
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased : Administrative information processing terminalunit and others , 1 set
- (2) Time limit of tender: 1 :30 p .m . , 5 November , 2009
- (3) For further information , please contact : Supplies Procurement Section , Finance Division , Administration Department , Ehime Prefectural Police Headquarters , 2 2 Minamihoribatacho, Matsuyama , Ehime 790 8573 Japan  
Tel 089 934 0110